

# 2012年度豊田通商留学生奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、豊田通商株式会社（代表取締役社長 加留部 淳 氏）のご支援により、「2012年度豊田通商留学生奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

## 記

### 1. 目的

この奨学金は、日本の大学に在籍する優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって在学中の経済的不安を緩和し、学習効果を高めると同時に、国際交流を促進し人材の育成に寄与することを目的とする。

### 2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である豊田通商株式会社（以下「奨学金提供者」という。）は、1948年に設立され、金属、グローバル生産部品・ロジスティクス、機械・エネルギー・プラントプロジェクト、自動車、化学品・エレクトロニクス、食料、生活産業・資材の7本部における各種商品の輸出入取引、外国取引および関連商品の製造・加工・販売サービスの提供や事業投資等を行い、世界中に持つネットワークと国際協業のノウハウ、またトヨタグループの中で培った強みを十分に発揮し、総合商社として新しい事業領域への挑戦を果敢に続けておられる。

豊田通商株式会社は、豊田通商国際育英会を通じて22年間にわたり約120名の留学生へ奨学金を支給した実績を持っており、国際的な社会貢献活動の継続を目指すと同時に、海外諸国との国際交流を促進し良好な友好関係を構築することを主旨として資金を提供された。

### 3. 応募資格

応募することができる者は、原則として次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 下記の国籍を有する私費外国人留学生を優先する。

- ① 東南アジア・中央アジア地域（インドネシア・ラオス・ミャンマー・マレーシア・フィリピン・タイ・ベトナム・スリランカ・バングラデシュ・インド・パキスタン・カザフスタン・ウズベキスタン）
- ② 中近東地域（イラン・イラク・サウジアラビア・トルコ・アラブ首長国連邦）
- ③ アフリカ地域（アンゴラ・南アフリカ共和国・アルジェリア・チュニジア・ケニア・エジプト）
- ④ ロシア・東欧地域（ロシア・チェコ・ポーランド）
- ⑤ 中南米地域（アルゼンチン・コロンビア・チリ・コスタリカ・メキシコ・ブラジル・ペルー・ベネズエラ）

(2) 2012年4月において、わが国の大学学部3年次に正規生として在籍し、原則として26歳未満の者

(3) 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻する者

(4) 将来、日本と自国の発展のために貢献する意欲のある者

(5) 留学の目的及び計画が明確で、留学の効果が期待できる者

(6) 大学の長の推薦を受けることができる者

(7) 他の奨学金の支給を受けていない者

(注1) 「わが国の大学」とは、奨学金提供者と協議の上選定した指定校制とする。

(注2) 他の機関、団体等から奨学金等の支給を受ける者は、応募することはできない。

#### 4. 採用人数

15名程度

#### 5. 奨学金月額

100,000円

#### 6. 支給期間

支給期間は、原則として2012年4月より2014年3月までの2年間とする。

(注1) ただし、1年間の支給後、奨学金提供者による書類等の審査により、2年目の支給が認められない場合がある。

#### 7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。  
なお、推薦人数については、依頼文のとおりとする。  
複数人の推薦にあたり、原則として同一の国からは、1人までとする。

#### 8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。原則として日本語で記載されたもの。） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 成績証明書（2年次のもの） 1通
- (4) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2）（注）推薦理由は指導教官等が記入すること。1通

#### 9. 推薦締切期日

2012年1月31日（火）（必着）

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

#### 10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査等の上、奨学金提供者と別途設置する選考委員会に諮り、受給者を決定し、2012年3月下旬を目途に、大学を通じて通知する。

#### 11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

#### 12. 奨学金提供者との交流等

受給者は、奨学金提供者主催の、事業内容の理解促進に係る交流会やボランティア活動等の案内があった際は、原則として参加しなければならない。

### 1 3. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ア. 応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
  - ウ. 大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
  - エ. 大学を休学又は長期欠席、また留年した場合
  - オ. その他、受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期休暇・休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (4) 受給者は、奨学金支給期間中の学習・研究状況を、成績表（写し）を添えて、毎年度末に在籍大学を通じて、理事長に報告しなければならない。

### 1 4. 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

### 1 5. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp